

開発許可に基づく地位の特定承継承認通知書

住 所

氏 名

様

横浜市長



年 月 日に承認申請（受付番号第

号）のありました開発許

可に基づく地位の承継については、次のとおり承認しましたので、横浜市都市計画法施行細則第 20 条第 2 項の規定により通知します。

1 承継を承認した開発許可の年月日及び番号	年 月 日横浜市 指令第 号
2 開発区域に含まれる地域の名称	区
3 被承継人の住所、氏名	住所 氏名
4 付 記 事 項	

(備考)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 上記1及び2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。